

島原地域広域市町村圏組合事務局職員職名規程

平成19年3月28日訓令第1号

改正 平成28年3月28日訓令第1号

島原地域広域市町村圏組合事務局職員職名規程（昭和52年島原地域広域市町村圏組合訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 法律又は条例若しくは規則に特別の定めのあるものを除くほか、島原地域広域市町村圏組合職員定数条例（平成10年島原地域広域市町村圏組合条例第5号）第2条第1項第1号に定める管理者の事務局に属する職員の職名等を定めることを目的とする。

（職名）

第2条 職員の職名は、職員及び条件付職員とする。

（職員の補職名）

第3条 職員の補職名は、別表のとおりとする。

（職名等の特例）

第4条 職務の性質等により管理者が特に必要があると認めるときは、別の職名又は補職名を用いることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規程の施行の際現に「事務吏員」、「技術吏員」、「事務員」又は「技術員」に任命されていた者は、別に辞令を用いなくて「職員」に任命されたものとみなす。

附 則（平成28年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表

事務局長 課長 参事 課長補佐 係長 主任 副主任 主査 主事 技師 事務員 技術員
